

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町民及び大口町内の事業所に勤務している者が、自然や家族等とのふれあい及び心身の健康を増進するために実施するリフレッシュ・リゾート施設利用助成事業（以下「助成事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 助成事業は、別表第1及び別表第2に掲げる施設（以下「リゾート施設」という。）を宿泊のために利用する者について助成金を交付することにより実施する。

(期間)

第3条 助成事業の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日（以下「事業年度」という。）とする。

(対象者)

第4条 助成事業の対象者は、次に掲げる者とする。ただし、大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は対象としない。

- (1) 大口町に住所を有する者のうち、当該事業年度において満7歳以上となるもの
- (2) 大口町外に在住の者であって、町内の事業所等に10年以上勤続（転職により町内事業所を複数勤務した場合を含み、かつ在勤中に限る。）するもの及びその者の配偶者及び当該事業年度において満7歳以上となる子

(助成金額)

第5条 リゾート施設を宿泊のために利用する者に対する助成金額は3,000円とし、1事業年度1人につき1回の助成とする。

2 別表第2に掲げる施設を利用する際に、次のいずれかを利用した場合は、前項

の助成金額に加え、1回に限り航空運賃として2,500円を助成する。

(1) 県営名古屋空港発着 出雲縁結び空港便

(2) 県営名古屋空港発着 いわて花巻空港便

(3) 中部国際空港発着 出雲縁結び空港便

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法より、町長に助成金の交付を申請するものとする。

(1) 別表第1に掲げる施設を利用するときは、当該施設の予約が完了した後、利用日の当日までに、大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書（様式第1の1又は様式第1の2。次条において「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

(2) 別表第2に掲げる施設を利用したときは、当該施設利用後に大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書兼請求書（様式第2。次条において「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

(助成の方法)

第7条 町長は、前条第1号の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、大口町リフレッシュ利用券（様式第3。以下「利用券」という。）を申請者に交付する。この場合において、利用券の交付は助成金交付決定通知とみなし、助成金交付決定日はリゾート施設利用日とする。

2 町長は、前条第2号の請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、申請者に助成金を交付する。

(申請の取消し)

第8条 前条第1項の利用券の交付を受けた者が、当該施設の利用を何らかの理由で取り消したときは、速やかに大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請取消届（様式第4の1又は様式第4の2）を町長に提出し、利用券を返納しなければならない。

(利用券の提出)

第9条 別表第1に掲げる施設を利用する者は、当該施設の管理者に利用券を提出し、精算の際に、利用券に表示されている金額の控除を受けるものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から助成金の全額を返還させ、その者に対する当該年度の利用券の発行を行わないものとする。

(契約)

第11条 町長は、この助成事業に必要な事項について、別表第1に掲げるリゾート施設を統括する観光協会等（以下「契約者」という。）と契約を締結し、円滑な事業の実施に努めるものとする。

(請求)

第12条 契約者は、当該施設の管理者から利用券を集約し、利用券と大口町リフレッシュ利用券精算請求書（様式第5）を町長へ提出するものとする。

2 町長は、前項の契約者から提出された大口町リフレッシュ利用券精算請求書を適正と認めたときは、速やかに契約者へ請求額を支払うものとする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は町長が定める。

附 則（平成19年4月1日 大口町告示第52号）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の規定により、大口町リフレッシュ利用券の交付を受けている者にかかる助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日 大口町告示第33号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請及び第6条の規定による交付は、平成26年4月1日前においても行うことができる。
- 3 改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の規定は、

施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成事業を利用した対象者の申請について適用し、施行日前に助成事業を利用した対象者の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日 大口町告示第 55 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後にリゾート施設を利用する者に適用し、施行日前にリゾート施設を利用した者については、なお従前の例による。

（施行のため準備行為）

- 3 新要綱の規定による助成を受けようとする者は、この要綱の施行前においても助成金の申請を行い、利用券の交付を受けることができる。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日 大口町告示第 106 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 大口町告示第 61 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成事業を利用した対象者の申請について適用し、施行日前に助成事業を利用した対象者の申請については、なお従前の例による。

（施行のための準備行為）

- 3 新要綱の規定による助成を受けようとする者は、この要綱の施行前においても助成金の申請を行い、利用券の交付を受けることができる。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 大口町告示第 29 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成事業を利用した対象者の申請について適用し、施行日前に助成事業を利用した対象者の申請については、なお従前の例による。

(施行のため準備行為)

- 3 新要綱の規定による助成を受けようとする者は、この要綱の施行前においても助成金の申請を行い、利用券の交付を受けることができる。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第38号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成事業を利用した対象者の申請について適用し、施行日前に助成事業を利用した対象者の申請については、なお従前の例による。

(施行のため準備行為)

- 3 新要綱の規定による助成を受けようとする者は、この要綱の施行前においても助成金の申請を行い、利用券の交付を受けることができる。

附 則（令和5年9月5日 大口町教育委員会告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年9月5日 大口町告示第91号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

リゾート施設	事務所の所在地
日間賀島観光協会加盟施設	愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字東側 83番地
阿智村観光協会加盟施設	長野県下伊那郡阿智村智里20番地の2
シーサイド伊良湖	愛知県田原市中山町岬1番43号
地方職員共済組合保養所サンヒルズ三河湾	愛知県蒲郡市三谷町南山1番76号
あいち健康の森プラザホテル	愛知県知多郡東浦町大字森岡字源呉山1番地の1
百年草	愛知県豊田市足助町東貝戸10番地

別表第 2 (第 2 条関係)

リゾート施設
松江市内宿泊施設
遠野市内宿泊施設
南三陸町内宿泊施設

様式第1の1 (第6条関係)

(在住者用)

受付番号 _____

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所
(代表) 氏名
連絡先

下記のとおり大口町リフレッシュ・リゾート施設助成金の交付を申請します。

記

利用年月日	年 月 日 ()			
利用施設名				
助成対象者	住 所	氏 名	生年月日	年齢
	1 大口町		年 月 日	
	2 大口町		年 月 日	
	3 大口町		年 月 日	
	4 大口町		年 月 日	
	5 大口町		年 月 日	
	6 大口町		年 月 日	
	7 大口町		年 月 日	
	8 大口町		年 月 日	
	9 大口町		年 月 日	
	10 大口町		年 月 日	
11 大口町		年 月 日		
助成申請金額		円		

受付番号 _____

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所
 (代表) 氏名
 連絡先

下記のとおり大口町リフレッシュ・リゾート施設助成金の交付を申請します。

記

利用年月日	年 月 日 ()			
利用施設名				
助成対象者	氏 名	生年月日	年齢	続柄
		年 月 日		申請者
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
助成申請金額			円	

※助成対象者欄が不足する場合は、別紙で作成し添付してください。

（在勤中の事業所）

上記申請者は、当事業所に 年間（勤務期間 年 月 日～ 年 月 日）勤務し、在勤中であることを証明します。

年 月 日 事業所所在地
 事業所名
 事業所代表者名 ㊤

（以前の事業所）

上記申請者は、当事業所に 年間（勤務期間 年 月 日～ 年 月 日）勤務していたことを証明します。

年 月 日 事業所所在地
 事業所名
 事業所代表者名 ㊤

※3か所以上、勤務した場合は別紙にて証明願います。

様式第2（第6条関係）

受付番号 _____

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

大口町長

様

住所

申請者 氏名

連絡先

リフレッシュ・リゾート施設利用助成金について、次のとおり申請及び請求します。

1 請求金額				
2 宿泊証明	(申請者及び利用者が御施設を利用したことを証明願います。)			
※ご利用いただいた宿泊施設に、宿泊証明をご依頼ください。	利用施設名			
	宿泊日			
3 交通費助成	有 ・ 無			
	<ul style="list-style-type: none"> ・「有」の方は裏面にご利用の航空券を添付してください。 ・航空券に「利用者名」の記載がない場合は、旅行会社の領収書等、飛行機を利用したことが証明できる資料を添付してください。 			
4 利用者名	氏名	生年月日	年齢	続柄
(申請者の家族のみ記載可)		年 月 日		申請者
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
5 助成金振込口座番号	※銀行等の通帳又はキャッシュカードのコピーを裏面に貼ってください。			

6 在勤証明（在勤者の方のみ）

（在勤の事業所）

上記申請者は、当事業所に 年 月 日～
年 月 日）勤務し、在勤中であることを証明します。

年 月 日 事業所所在地
事業所名
事業所代表者名

㊦

（以前の事業所）

上記申請者は、当事業所に 年 月 日～
年 月 日）勤務していたことを証明します。

年 月 日 事業所所在地
事業所名
事業所代表者名

㊦

7 航空券及び口座番号確認書類添付場所

貼
り
付
け

※航空券に「利用者名」の記載がない場合は、旅行会社の領収書等、飛行機を利用したことが証明できる資料を添付してください。

様式第3（第7条関係）

大口町リフレッシュ利用券

助 成 金 額	
利 用 施 設 名	
利 用 年 月 日	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
備 考	日間賀島の施設を利用される方は、本券を名鉄海上観光船の券売場窓口に提示されると乗船料金が <u>割引</u> となります。
発 行 者	愛 知 県 丹 羽 郡 大 口 町 長 印

備 考

- 1 本券は、1回につき利用できます。
- 2 上記金額を控除した額をお支払ください。

様式第4の1 (第8条関係)

(在住者用)

受付番号 _____

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請取消届

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所

(代表) 氏名

連絡先

年 月 日付けのリフレッシュ・リゾート施設助成金交付申請について、下記のとおり取消しの届出をいたします。なお、先に交付を受けた大口町リフレッシュ利用券は返還します。

記

利用年月日	年 月 日 ()			
利用施設名				
取消対象者	住 所	氏 名	生年月日	年齢
	1 大口町		年 月 日	
	2 大口町		年 月 日	
	3 大口町		年 月 日	
	4 大口町		年 月 日	
	5 大口町		年 月 日	
	6 大口町		年 月 日	
	7 大口町		年 月 日	
	8 大口町		年 月 日	
	9 大口町		年 月 日	
	10 大口町		年 月 日	
11 大口町		年 月 日		
助成金交付取消金額			円	

受付番号 _____

大口町リフレッシュ・リゾート施設助成金交付申請取消届

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所

（代表）氏名

連絡先

年 月 日付けのリフレッシュ・リゾート施設助成金交付申請について、下記のとおり取消しの届出をいたします。なお、先に交付を受けた大口町リフレッシュ利用券は返還します。

記

利用年月日	年 月 日 ()			
利用施設名				
取消対象者	氏 名	生年月日	続柄	年齢
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
助成金交付取消金額		円		

様式第5（第12条関係）

大口町リフレッシュ利用券精算請求書

年 月 日

大口町長 様

請求者

年 月分のリフレッシュ利用券の精算について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額	宿泊 3,000円× 人= 円
2. 添付資料	利用券